

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-1
処分の種類	廃棄物の回収その他の措置命令			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第15条の3			
処分の概要	当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)</p> <p><b>【参考】</b>  第15条の3 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第18条第1項、第19条第4項及び第5項、第20条第2項並びに第23条の2において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			